

# 静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第4回本部員会議

## 次 第

日時 令和2年3月26日（木）

午後2時40分から

場所 別館9階 特別第1会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

(1) 感染拡大防止対策の取組状況 : 資料1

(2) 学校における教育活動の再開 : 資料2

(3) 経済対策の取組状況 : 資料3

(4) 大規模イベント等の開催に関する考え方(案) : 資料4

(5) その他

### 3 県民の皆様への呼びかけ : 資料5

## 静岡県の新型コロナウイルス感染症対策の現状(令和2年3月24日)

## (1) 感染症の状況(政令市を含む全県の状況)

区 分	状 況
1 患者発生状況	(1)クルーズ船受入患者 14 人 (3/20 全員退院) (2)県内発生患者 3 人 うち 2 人退院 (3/24 現在) ① 2/28 静岡市在住 60 代男性 (退院) ② 3/10 神奈川県在住 50 代男性 ③ 3/12 静岡市在住 60 代女性 (退院)
2 PCR検査件数	611 件 (1/22 から 3/24 まで) 県 303 件 静岡市 171 件 浜松市 137 件 ・ 3 月 1 日～24 日 平均 20 数件/日 ・ 地方衛生研究所 3 施設で平日通常 72 件測定可能
3 帰国者・接触者相談センター相談受付件数	10,268 件 (2/10 から 3/24 まで) 県 5,322 件 静岡市 2,073 件 浜松市 2,873 件 ・ 3 月 1 日～24 日 平均約 300 件/日
4 帰国者・接触者外来受診人数	288 人 (2/10 から 3/23 まで) 県 137 件 静岡市 66 件 浜松市 85 件 ・ 3 月 1 日～24 日 平均 12 件/日
5 クルーズ船・下船者	28 人 (2/19 から 2/21 下船) 全員健康観察終了 うち 1 人発症 (1 (2) ①)
6 帰国者・接触者外来設置状況	23 医療機関に設置 (3/24 現在)
7 入院受入可能病床	現状 46 床 (第二種感染症指定医療機関) 一般医療機関 41 床がトイレ付個室で条件に適合

## (2) 健康福祉部の主な対応

対応区分	対応策	対応内容
1 感染予防の徹底	(1)感染予防策の周知・啓発	手洗い、咳エチケットなどの感染予防策の周知・啓発 ○県のホームページを開設 ○知事の定例記者会見で県民へ広く呼びかけ
	(2)予防対策実施の呼掛け	
	(3)重症化しやすい方への注意喚起	
	(4)施設等に対する指導	感染経路遮断の指導 衛生用品の備蓄調査の実施等
	(5)県・政令市連絡調整会議の設置	県・政令市の連携を強化し感染症の拡大防止対策を図る
	(6)マスク等の確保・配布	市町備蓄分の提供の依頼と市町間調整の実施 施設等の必要量調査の実施 国調達分の配布(医療施設)

対応区分	対応策	対応内容
2 検査体制の強化	(1) 疑い例の基準の周知徹底	医療機関に対して、PCR検査を行う疑い例の基準の周知徹底
	(2) PCR検査の公的保険適用への対応	自己負担分を国が補助 県内5病院・2民間検査施設でPCR検査可能へ
3 医療体制の確保	(1) 相談体制の構築	各保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置 (政令市も含め10箇所) 2/18より24時間対応中
	(2) 診療体制の構築	各医療圏に設置した「帰国者・接触者外来」で診療
	(3) 連絡調整会議の開催	情報共有、意見交換の実施
	(4) 医療専門家会議の設置	<b>本部員会議への助言組織として設置(第1回会議3/25)</b>
	(5) 入院が必要な患者への対応	感染症指定医療機関で入院治療可能(県内10病院48床) 帰国者・接触者外来、入院対応の拡充
4 適時・適切な情報の提供	(1) 迅速で正確な情報提供	○ホームページ等を活用した、患者発生状況、検体検査件数、相談件数等の情報提供 ○知事定例記者会見で県民へ周知
	(2) 「帰国者・接触者相談センター」の周知	○県ホームページで帰国者・接触者相談センターを周知 ○帰国者・接触者相談センターのPR用ポスターを作成し配布
	(3) 一般的な質問や相談を受付する専用ダイヤルの設置	一般的な相談については、疾病対策課及び保健所に相談ダイヤルを設置(3/24まで731件受付)
5 今後、感染が拡大した場合の対応	(1) 患者受入れ医療機関の調査	感染症指定医療機関以外で患者が受入可能な医療機関を調査
	(2) 患者受入れ医療機関等への支援	病床を確保する医療機関への空床補償
		HEPAフィルター、防護服、人工呼吸器等の整備の助成
	(3) 帰国者・接触者外来の設置調査	患者の増加に備え、関係医療機関へ今後、帰国者・接触者外来を設置することが可能か調査
(4) 重症患者の受入調査	重症患者を受入れ、ECMO等の治療が可能な救命救急センター等を調査中	

(本部員会議資料)

## 第1回静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議について

(健康福祉部医療健康局)

### 1 要 旨

令和2年3月25日、感染症又は感染管理の専門家から構成する「静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議」を開催し、本県の現在の感染状況や患者増加時の医療体制について御意見をうかがった。

### 2 概 要

#### (1) 本県の現在の感染状況

国の専門家会議が示している、①感染状況が拡大傾向にある地域、②感染状況が一定程度に収まっている地域、③感染状況が確認されていない地域のいずれか、委員の御意見を伺ったところ、意見が分かれた。県内の地域別に見ると③の地域が多いという意見があったが、県全体としては患者が発生しており、②と整理された。

しかし、いつ①になってもおかしくないと考え、3つの「密」を避ける取組の徹底と患者増加時の準備が必要という点で意見が一致した。

#### (2) 患者が増加した場合の各対策の移行時期

①圏域内の感染症病床が満床に近づいた場合は、県内の他の感染症病床で対応する。

②県内の感染症病床が満床に近づいた場合は、各圏域の一般病床で対応する。

#### (3) 重点医療機関(患者を病棟単位や医療機関単位で受け入れる医療機関)の設置

急性期病棟を持つ医療機関が、病棟単位で患者を受け入れる方向で各圏域での調整を進めていくことになった。

#### (4) (仮称) 都道府県調整本部(県内の受入調整等を行う)の設置

救急医療や、災害医療コーディネーター等の人選を急ぎ、速やかに設置することで合意した。調整の際には、各医療機関の医療資源(入院状況や医療スタッフの状況)と重症度別の受け入れ可能患者数をリアルタイムに把握し共有するシステムが必要との意見があった。

#### (5) 無症状病原体保有者や軽症患者を収容する宿泊施設等の利用

多数患者が発生し、軽症患者を在宅等で療養する状況になった場合は、ベッドや空調設備等の住環境が整っている公立の研修施設や宿泊施設の利用が考えられるが、医療スタッフの配置が検討課題となる。さらに患者が増加しオーバーフローした場合は、現在使用されていない公共施設の活用を検討する。

## (6) 院内感染防止対策

医療機関に対して、改めて院内感染防止対策の徹底をお願いすることとした。

- ①患者側…発熱又は呼吸器症状のある患者は、咳エチケットに気をつけ、他の患者と一定の距離を保つ。
- ②医療従事者側…必ずマスクを着用して対応する。
- ③医療機関職員…症状のある職員は勤務を休む。海外帰国の職員の健康観察等の対応。
- ④県民への周知…医療従事者が外来で防護服を着用したり、受診者を車内で診察したりすることは、医療を継続するための感染防止策であることを県民に周知してほしい。

## (7) ワクチン・治療薬の開発

ワクチンについては、必ず開発できるとは限らず、開発できても実際に投与されるまでには年単位の時間が必要である。DNAワクチンが開発できれば、より早く実用化される可能性がある。

現状では治療薬の確立が急務であり、既存薬の効果を検証する臨床研究が開始されている。米国で有効な薬剤を探す研究が急ピッチで進行中と聞く。

## (8) 今後の会議開催

県内でクラスターの発生等、患者が多数確認された場合、国から新たな医療提供体制の指針等が示された場合等、随時開催する。緊急対応等が必要な際は、テレビ会議などの方法も検討する。

## 3 構成員

所属	職名	氏名（五十音順）
静岡市立静岡病院	血液内科科長	岩井 一也
静岡県立静岡がんセンター	感染症内科部長	倉井 華子
藤枝市立総合病院	感染対策室室長兼第1診療部長	小清水 直樹
浜松医科大学	内科学第二講座教授	須田 隆文
磐田市立総合病院	副病院長	飛田 規
静岡県健康福祉部	参事（医師）	奈良 雅文◎
静岡県立総合病院	総合診療センター長兼国際交流部長	袴田 康弘
三島総合病院	副院長兼消化器科部長	前田 正人
浜松医療センター	副院長兼感染症内科部長	矢野 邦夫

◎：会長

マスク供給の取組

区分	医療機関		福祉施設				在宅	
	感染症指定医療機関	その他病院(病院協会)	診療所(医師会)	高齢者施設	障害者施設	保育所		幼稚園
これまでの取組	<u>4千枚を供給済</u> (国からの供給)	<u>2万枚を供給済</u> (企業からの寄附)						
国の対策第2弾	呼びかけ	市町村へ備蓄マスクの供給を依頼 (余裕がある場合は、不足する他市町村への供給の検討を依頼)						
	国保有	<u>約7万7千枚を供給済</u> (国保有の医療用マスク)						
	国購入	国が地方自治体の協力を得つつ供給予定 (国購入の医療用マスク1,500万枚の中から供給) <u>約45万枚を供給予定</u> (3月23日～31日に国から受取予定)						
県の対応	呼びかけ	市町へ備蓄マスクの供給を依頼 (余裕がある場合は、不足する他市町村への供給の検討を依頼)						
	県保有	県の備蓄マスクの配分 (浙江省・民間企業からの寄附など含む) <u>9.7万枚(3月末までに配布予定)</u>						

※今回の報告事項は、色塗り部分

令和2年3月26日

健康福祉部政策管理局健康福祉政策課

健康福祉部福祉長寿局福祉指導課

(件名)

県備蓄マスクの社会福祉施設等への配布について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いマスクの確保が困難な状況が続いていることから、県が備蓄しているマスクを市町経由で社会福祉施設等に配布するよう現在調整を進めている。

2 県備蓄数及び市町別配布数

(1) 県備蓄数

区 分		数 量(枚)	備 考
備蓄分		17,000	地域局分
国配布分		30,000	医療用を流用
寄附分	浙江省	20,000	
	太陽産業	30,000	
備蓄合計		97,000	
福祉施設配布数		97,000	

(2) 市町別の配布予定数

自治体名	配布数(枚)	自治体名	配布数(枚)
静岡市	20,500	袋井市	4,100
浜松市	20,500	下田市	1,000
沼津市	11,800	湖西市	1,000
熱海市	1,800	伊豆市	1,000
三島市	3,100	菊川市	2,000
富士宮市	6,500	南伊豆町	1,000
伊東市	1,000	西伊豆町	1,000
島田市	1,000	函南町	1,000
富士市	8,200	清水町	1,000
掛川市	4,300	小山町	1,200
御殿場市	3,000	森町	1,000

配布の考え方  
 ※ 必要量に対して市町の備蓄が不足している市町に配分  
 ※ 不足数のシェアとするが、最低配布数 1,000 枚を確保

(令和2年3月26日時点)

### 消毒用エタノール供給の取組

区分 (国配分区分)	医療機関			福祉施設			医療的ケア児 特別支援学校	
	感染症指定 医療機関	重症度の 高い患者 入院 医療機関	その他 医療機関	薬局 助産所 柔道整復 あはき	高齢者施設 障害者施設	保育所 認定こども園 放課後児童 クラブ		児童福祉施設 幼稚園
国の対応	—							<u>約 40L を供給済</u>
	—							<u>約 100L を供給予定</u>
国配分区分	約 4,250L を供給予定 (3月末から4月上旬)			約 3,740L を供給予定 (3月末から4月上旬)			約 630L を供給予定 (3月末から4月上旬)	約 560L を供給予定 (3月末から4月上旬)
	—							—

※今回の報告事項は、色塗り部分



(本部員会議資料)

令和2年3月26日

## 「生活福祉資金貸付制度」の対応について

## (要 旨)

国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾」が示されたことに伴い、生活福祉資金の貸付原資造成経費について、知事専決処分として令和元年度静岡県一般会計予算の補正を行った。

## (事業内容)

区 分	内 容	補正額
貸付原資造成費	生活福祉資金貸付制度における特例貸付を行う原資を静岡県社会福祉協議会に助成	5億8,000万円

## (特例貸付の内容)

## 1 緊急小口資金（福祉資金、主に休業者）

区 分	通常（緊急小口資金）	特例措置（緊急小口資金）
貸付対象	低所得者世帯であって、休業等により緊急かつ一時的に貸付を必要とする世帯	新型コロナの影響を受け、休業等により緊急かつ一時的に貸付を必要とする世帯
所得要件	あり	なし
貸付限度額	10万円以内	10万円以内(学校等の休業等の特例20万円以内)
据置期間	2月以内	1年以内
償還期限	12月以内	2年以内
利 率	無利子	同左

## 2 総合支援資金（生活支援費、主に失業者）

区 分	通常（総合支援資金）	特例措置（総合支援資金）
貸付対象	低所得世帯世帯であって、失業等により日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナの影響を受け、失業等により日常生活の維持が困難となっている世帯
所得要件	あり	なし
貸付限度額	2人以上：月20万円以内 単身：月15万円以内	同左
貸付期間	原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	1年以内
償還期限	10年以内	同左
利 率	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	無利子

- 3 貸付相談窓口 貸付の申込み及び問合せ：各市町社会福祉協議会  
制度に関する問合せ：静岡県社会福祉協議会

- 4 申込の受付開始 令和2年3月25日

令和 2 年 3 月 26 日

## 学校における教育活動の再開

教育委員会

### 1 概 要

令和 2 年 3 月 24 日に文部科学省が公表した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」や、県内の感染状況等を踏まえ、十分な警戒と感染症対策を講じた上で、新学期から県立学校を再開する。

### 2 「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」の概要

3 月 24 日、文部科学省から、国の専門家会議の分析・提言を踏まえ、新学期からの学校再開に向けた考え方及び留意事項等について通知された。

国の専門家会議では、「今後、感染源（リンク）が分からない患者数が継続的に増加し、全国に拡大すれば、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない」と分析。地域ごとの状況に応じた、一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」が重要である状況に変わりはない。このような認識を前提として、各学校においては、各地域の感染状況を十分に踏まえながら、新学期以降も引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すようお願いする。

#### (1) 学校再開への配慮事項

##### ア 保健管理等の徹底

① 3 条件（換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での会話や発声）を回避するための措置

正しい手洗いや咳エチケット、マスクの着用やアルコール消毒、換気の徹底等

② 感染者、濃厚接触者が判明した場合の出席停止措置

③ 医療的ケアが必要な児童生徒等への配慮

④ 海外から帰国した児童生徒等への対応

⑤ 児童生徒の心のケア

⑥ 罹患者等への偏見や差別の防止

イ 学習に遅れが生じないための措置

ウ 入学式等の学校行事の感染症対策

エ 部活動の実施内容や方法の工夫

オ 学校給食の配膳や会食方法の工夫

カ 教職員の保健管理等の徹底

キ 経済的困難になった家庭の救済措置

#### (2) 臨時休業への対応

児童生徒及び教職員に感染者等が判明した場合の出席停止、全部又は一部の休業

### 3 県立学校（高校、特別支援学校）の対応

3つの条件が重なることを回避する対策（換気の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等）を徹底した上で、新学期から学校を再開する。

入学式	3つの条件が重なることのないよう感染拡大防止の対策を講じた上で実施。具体的には、出席者を新入生と保護者、一部の教職員と在校生に限定し、時間を短縮して実施	
始業式	中止	
授業	児童生徒等の健康観察の上、教室のこまめな換気を行いながら通常どおり実施	
文化祭等の学校行事	8月までの行事は、中止若しくは9月以降に延期	
部活動	3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫。校内練習や近隣校との練習試合の実施は可。合宿や県外遠征は自粛	
特別支援学校	医療的ケア	登校前の検温や学校での健康観察を細やかに実施。担当教員や看護師はマスクの着用、手指消毒と検温を徹底
	その他	給食は大集団にならないよう教室内で取ることとし、児童生徒の席に配慮して実施。 通学は可能な限り保護者に送迎を依頼し、スクールバスについては、車内消毒やこまめな換気を行いながら運行

### 4 小中学校の対応

設置者である市町教育委員会において、感染の状況や学校の実態を踏まえ、4月以降の対応（入学式、始業式、授業開始等）を決定する。

なお、3月16日から学校を再開した4市町については、感染症対策に十分留意した上で実施され、混乱なく終了しており、現在までに、感染の発生や体調が悪化した児童生徒の情報は確認されていない。（3月20日以降は春季休業に入っている。）

### 5 その他

児童生徒及び教職員に感染者等が判明した場合の出席停止、学校の全部又は一部の休業等の判断に当たっては、必要に応じて、静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議や健康福祉部と十分連携し、実施の有無や規模及び期間を決定する。

## 新型コロナウイルス感染症に係る経済対策（経済産業部）

（経済産業部）

### 1 要旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県内の観光、小売、製造業者が大きな打撃を受けている。加えて、日米での株価の乱高下、不安定な為替相場など、経済状況の深刻さが増している。

また、県内企業の資金繰りは急速に悪化しており、緊急の金融支援が必要な状況となっている。このため、3月18日、2月議会において、令和2年度一般会計補正予算の議決を得て、県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応枠」の融資枠を500億円拡大する追加支援策を実施中である。

### 2 追加支援策

#### （1）追加支援策の内容

##### ①融資枠の拡大

「新型コロナウイルス感染症対応枠」の融資枠を500億円拡大

##### ②信用保証料の補助

SN4号・5号、危機関連保証を利用する場合、信用保証料の事業者負担をゼロとする

##### ③融資限度額の引上げ

融資限度額を5,000万円から8,000万円に拡大

##### ④融資利率の引下げ

融資利率を0.2%引下げ（市町に対しても利子補給を依頼）

#### （2）融資申込状況

○389件、約76億円（3月24日現在）

##### ・業種別内訳（件数ベース）

業種	卸小売	製造業	飲食業	宿泊・旅行業	建設業	運輸業	その他
割合	26.2%	15.7%	14.1%	11.0%	9.3%	5.9%	17.8%

##### ・地域別内訳（件数ベース）

地域	東部	中部	西部
割合	51.2%	30.3%	18.5%

#### （3）第3回経済対策会議の開催（3月27日 県、政令市、市長会・町村会）

経済変動対策貸付（追加金融支援）の申込状況、各市町の対応、国の緊急経済対策の検討状況等について、県・市町間で情報共有、意見交換を行い、今後の対応策の検討につなげる。

### 3 今後の対応

引き続き、国の緊急対策の動向を注視しつつ、新型コロナウイルスについて、事態が終息に向かうのか、長期化するのか、それぞれの場合に即した対応策の検討を急ぎ、機を逸することなく、迅速・的確な経済対策を講じていく。

## 県内産業の資金繰り悪化への追加金融支援の概要

資金名	経済変動対策貸付 (新型コロナウイルス感染症対応枠)															
対象	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営状況が悪化している中小企業者															
融資枠	500億円															
融資利率 (固定金利)	<p style="text-align: center;"><b>【セーフティネット（SN）4号、5号、危機関連保証の場合】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">SN 4号</td> <td>直近1か月の売上高が前年 同月比で20%以上減少</td> <td style="text-align: center;">1.5%→<span style="border: 1px solid black;">1.3%</span> (0.2%引下げ)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">SN 5号</td> <td>直近1か月の売上高が前年 同月比で10%以上減少</td> <td style="text-align: center;">1.6%→<span style="border: 1px solid black;">1.4%</span> (0.2%引下げ)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">危機 関連</td> <td>直近1か月の売上高が前年 同月比で15%以上減少</td> <td style="text-align: center;">1.5%→<span style="border: 1px solid black;">1.3%</span> (0.2%引下げ)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">金利負担</td> <td style="text-align: center;">市町に上乗せ利子補給を依頼</td> </tr> </tbody> </table>	区分		内容	SN 4号	直近1か月の売上高が前年 同月比で20%以上減少	1.5%→ <span style="border: 1px solid black;">1.3%</span> (0.2%引下げ)	SN 5号	直近1か月の売上高が前年 同月比で10%以上減少	1.6%→ <span style="border: 1px solid black;">1.4%</span> (0.2%引下げ)	危機 関連	直近1か月の売上高が前年 同月比で15%以上減少	1.5%→ <span style="border: 1px solid black;">1.3%</span> (0.2%引下げ)	金利負担		市町に上乗せ利子補給を依頼
区分		内容														
SN 4号	直近1か月の売上高が前年 同月比で20%以上減少	1.5%→ <span style="border: 1px solid black;">1.3%</span> (0.2%引下げ)														
SN 5号	直近1か月の売上高が前年 同月比で10%以上減少	1.6%→ <span style="border: 1px solid black;">1.4%</span> (0.2%引下げ)														
危機 関連	直近1か月の売上高が前年 同月比で15%以上減少	1.5%→ <span style="border: 1px solid black;">1.3%</span> (0.2%引下げ)														
金利負担		市町に上乗せ利子補給を依頼														
信用保証料	SN4号・5号保証、危機関連保証を利用する場合 <span style="border: 1px solid black;">事業者負担ゼロ</span>															
融資限度額	5,000万円 → <span style="border: 1px solid black;">8,000万円</span>															
融資期間	10年以内 ※2年間(設備資金は3年間)の元金据置きが可能															
取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SN4号保証を利用する場合 3/18～6/1 (SN4号の指定期間: 3/2～6/1)</li> <li>・SN5号保証を利用する場合 3/18～3/31 (SN5号の指定期間: 3/6～3/31 (延長あり))</li> <li>・危機関連保証を利用する場合 3/18～6/1 (危機関連保証の指定期間: 2/1～R3.1.31)</li> </ul>															
R2補正額	<p>補正額: 1,848百万円 (利子補給280百万円、保証料補助1,568百万円)</p> <p>債務負担: 2,159百万円 (利子補給1,689百万円、損失補償470百万円)</p>															

令和 2 年 3 月 26 日  
静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

## 大規模イベント等の開催に関する考え方（案）

本県での大規模イベント等の開催については、3月10日に示された国の方針を踏まえ、新たに国の判断が示されるまでの間、引き続き中止、延期又は規模縮小等の適切な対応を要請してきたところである。

3月19日に開催された国の専門家会議において、全国的な大規模イベント等については全国的な感染拡大につながる懸念もあるため、引き続き、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められるとの見解が示された。

これを受けて、3月20日に、文化庁及びスポーツ庁より、「各種文化・スポーツイベントの開催に関する考え方について」の通知が発出されたところである。（別添資料参照）

本県では、これまでに新型コロナウイルスへの感染が確認された患者が3例報告されているものの、いずれも感染ルートが特定され、感染が一定程度に収まっている状況である。しかしながら、地域ごとの状況に応じて、一人ひとりがリスクを踏まえて慎重に行動することが重要である状況に変わりはない。

このため、大規模イベント等の開催については、集団感染のリスクが高いことから、国の方針も踏まえ、主催者がリスクを勘案し、引き続き、慎重な対応をお願いする。



事務連絡  
令和2年3月20日

(重要) 令和2年3月10日に発出した文化イベントの開催に関する考え方について、昨日(3月19日)の専門家会議等の情報を元に最新の考え方を示したものです。関係者に周知願います。

文化関係独立行政法人の長  
都道府県・指定都市 文化行政主管部課長  
文化関係団体の長

文化庁政策課長

各種文化イベントの開催に関する考え方について  
(令和2年3月20日時点)

先日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、様々な文化イベントのうち、多数の方が集まるような全国的な文化イベント等について、大規模な感染リスクがあることを勘案し、概ね10日間程度は、中止、延期又は規模縮小等の対応を継続していただくようお願いしたところです(令和2年3月10日付け事務連絡)。

そして、昨日(3月19日)、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(以下「専門家会議」という。)より、「地域ごとの対応に関する基本的な考え方」や「大規模イベント等の取扱い」、「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」について、参考資料のとおり示されました。

これを受け、本日(3月20日)、総理より、全国規模の大規模イベント等の主催者が、今回専門家会議から示された見解(「主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められる」)を踏まえた判断を行う場合は、「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」も参考にすることや、引き続き、感染拡大の防止に十分留意すること等をお願いするメッセージが出されました。今後は、これを踏まえた対応をお願いします。

具体的には、全国的な大規模イベント等については、①主催者がリスクを判断して引き続き慎重な対応が求められます。②その上で、地域における感染者の実情やその必要性等にかんがみて主催者がどうしても開催する必要があると判断する場合には、その実施に当たって、「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」等を参考にして、十分に注意してリスクへの対応を行い、仮にリスクへの対応が整わない場合には中止又は延期をお願いします。③なお、リスクへの対応が十分行っていた場合にも、その時点での流行状況に合わせて、急な中止又は延期を行えるような備えをお願いします。

また、全国的な大規模イベント以外については、「地域ごとの対応に関する基本的な考え方」を参照し、その実施を判断して下さい。

なお、今後、新型コロナウイルス感染症の感染の状況を見ながら、必要に応じて、

最新の情報や追加的な留意事項を提供する必要があることを申し添えます。新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、下記関連情報ホームページ及びそのリンク先により最新の情報を確認の上、引き続き安全確保に細心の注意を払っていただくようお願いします。

本件について、域内の市区町村の文化担当部署，その他の関係機関に対しても周知されるようお願いします。

## 記

### ○関連情報ホームページ

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部（第 21 回）（令和 2 年 3 月 20 日）  
[https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/202003/20corona.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/20corona.html)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の見解（令和 2 年 3 月 19 日）」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610566.pdf>
- ・ 文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)
- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房ホームページ）  
[http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

本件連絡先 文化庁政策課 電話：03-6734-2809(直通) メール：s-kikaku@mext.go.jp
--





事務連絡  
令和2年3月20日

(重要) 令和2年3月10日に発出したスポーツイベントの開催に関する考え方について、昨日(3月19日)の専門家会議等の情報を元に最新の考え方を示したものです。関係者に周知願います。

独立行政法人日本スポーツ振興センター  
各都道府県・指定都市スポーツ主管課  
公益財団法人日本スポーツ協会  
公益財団法人日本オリンピック委員会  
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会  
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
各スポーツ関係団体

御中

スポーツ庁政策課

各種スポーツイベントの開催に関する考え方について  
(令和2年3月20日時点)

先日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、様々なスポーツイベントのうち、多数の方が集まるような全国的なスポーツイベント等について、大規模な感染リスクがあることを勘案し、概ね10日間程度は、中止、延期又は規模縮小等の対応を継続していただくようお願いしたところです(令和2年3月10日付け事務連絡)。

そして、昨日(3月19日)、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(以下「専門家会議」という。)より、「地域ごとの対応に関する基本的な考え方」や「大規模イベント等の取扱い」、「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」について、参考資料のとおり示されました。

これを受け、本日(3月20日)、総理より、全国規模の大規模イベント等の主催者が、今回専門家会議から示された見解(「主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められる」)を踏まえた判断を行う場合は、「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」も参考にすることや、引き続き、感染拡大の防止に十分留意すること等をお願いするメッセージが出されました。今後は、これを踏まえた対応をお願いします。

具体的には、全国的な大規模イベント等については、①主催者がリスクを判断して引き続き慎重な対応が求められます。②その上で、地域における感染者の実情やその必要性等にかんがみて主催者がどうしても開催する必要があると判断する場合には、その実施に当たって、「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」等を参考にして、十分に注意してリスクへの対応を行い、仮にリスクへの対応が整わない場合には中止又は延期をお願いします。③なお、リスクへの対応が十分行っていた場合にも、その時点での流行状況に合わせて、急な中止又は延期を行えるような備えをお願いします。

また、全国的な大規模イベント以外については、「地域ごとの対応に関する基本的な考え方」を参照し、その実施を判断して下さい。

なお、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた代表選考会、テストイベント等についても同様に扱うようお願いいたします。

加えて、今後、新型コロナウイルス感染症の感染の状況を見ながら、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する必要があることを申し添えます。新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、下記関連情報ホームページ及びそのリンク先により最新の情報を確認の上、引き続き安全確保に細心の注意を払っていただくようお願いいたします。

本件について、各スポーツ関係団体におかれては、加盟・登録団体に対して、各都道府県・指定都市スポーツ主管課におかれては、域内の市区町村スポーツ主管課、その他の関係機関に対しても周知されるようお願いいたします。

## 記

### ○関連情報ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部（第21回）（令和2年3月20日）  
[https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/202003/20corona.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/20corona.html)
- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610566.pdf>
- ・文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)
- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房ホームページ）  
[http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（抜粋）  
（2020年3月19日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

## II. 状況分析等

### 7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

今後、日本のどこかでオーバーシュートが生じた場合には、地域ごとに断続的に発生していくことが想定されます。こうした状況下では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていく観点から、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要があります。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないように、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限って導入することを基本とすべきだと考えます。

感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域では、後述するように、人の集まるイベントや「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動から、徐々に解除することを検討することになると考えます。ただし、一度、収束の傾向が認められたとしても、クラスター（患者集団）発生の早期発見を通じて、感染拡大の兆しが見られた場合には、再び、感染拡大のリスクの低い活動も含めて停止する必要が生じます。

感染状況が確認されていない地域では、学校における様々な活動や、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用などを、適切にそれらのリスクを判断した上で、感染拡大のリスクの低い活動から実施してください。ただし、急激な感染拡大への備えと、「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策は不可欠です。

## III. 提言等

### 2. 市民と事業者の皆様へ

#### （9）大規模イベント等の取扱いについて

2月26日に政府が要請した、全国的な大規模イベント等の自粛の成果については、その効果だけを取り出した「まん延防止」に対する定量的な効果測定をできる状況にはないと考えていますが、専門家会議としては、以下のような観点から、引き続き、全国的な大規模イベント等については、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められると思います。

全国規模の大規模イベント等については、

- ①多くの人が一堂に会するという集団感染リスクが想定され、この結果、地

域の医療提供体制に大きな影響を及ぼしかねないこと（例：海外の宗教行事等）

- ②イベント会場のみならず、その前後などに付随して人の密集が生じること  
（例：札幌雪まつりのような屋外イベントでも、近辺で3つの条件が重なったことに伴う集団感染が生じていること）
- ③全国から人が集まることに伴う各地での拡散リスク、及び、それにより感染者が生じた場合のクラスター対策の困難性  
（例：大阪のライブハウス事案（16 都道府県に伝播））
- ④上記のリスクは屋内・屋外の別、あるいは、人数の規模には必ずしもよらないこと

などの観点から、大規模イベント等を通して集団感染が起こると全国的な感染拡大に繋がると懸念されます。

このため、地域における感染者の実情やその必要性等にかんがみて、主催者がどうしても、開催する必要があると判断する際には以下①～③などを十分注意して行っていただきたい。

しかし、そうしたリスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期をしていただく必要があると考えています。

また仮にこうした対策を行っていた場合でも、その時点での流行状況に合わせて、急な中止又は延期をしていただく備えも必要です。

- ①人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施、
- ②密閉空間・密集場所・密接場面などクラスター（集団）感染発生リスクが高い状況の回避、
- ③感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

などへの対応を講ずることが求められます。

（別添「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」参照）

別添 【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

- 1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施
  - 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
  - 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
  - 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
  - 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
  - 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
  - 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
  - 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
  - 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）
- 2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避
  - 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
  - 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
  - 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
  - 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等
- 3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力
  - 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
  - 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。
- 4) その他
  - 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
  - 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

令和 2 年 3 月 26 日  
静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長

## 県民の皆様への呼びかけ

本県では、これまでに新型コロナウイルスへの感染が確認された患者が 3 例報告されているものの、いずれも感染ルートが特定されており、感染が一定程度に収まっている状況と考えられます。

しかしながら、国の専門家会議では、国内の感染状況について、「持ちこたえています、一部の地域で感染拡大がみられる」との見解が示されており、感染者が日々増加している地域もあります。

このため、県では、今後懸念される感染の拡大に備え、県の医療専門家会議の意見等を踏まえ、必要な対策にも取り組んでまいります。

県民の皆様には、引き続き油断することなく、手洗い、咳エチケットの徹底をお願いするとともに、換気の悪い「密閉空間」、多数の人が集まる「密集場所」、間近で会話や声を出す「密接場面」の、「3つの密」の条件が重なる環境を避けていただきますようお願いいたします。

また、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、できるだけ避けるよう、併せてお願いいたします。

大規模イベント等の開催については、集団感染のリスクが高いことから、国の方針も踏まえ、主催者がリスクを勘案し、引き続き、慎重な対応をお願いいたします。

また、県では、新型コロナウイルスの感染拡大防止と県内経済への影響に対処するため、「感染拡大防止対策と医療提供体制の整備」、「中小企業者の支援」、「観光誘客対策」の3つの柱で緊急的に対策を講じるため、約24億円の予算を確保いたしました。

さらに、休業や失業により生活資金が必要となる方に対し、生活福祉資金の特例貸付を行うため、約6億円の予算を確保し、昨日より、市町の社会福祉協議会におきまして受付を開始いたしました。

県といたしましては、感染拡大防止と県内経済対策、そして、県民の皆様の生活支援に全力を尽くしてまいりますので、県民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。